

# 令和2年度三重のふるさと応援カンパニー推進業務委託 業務仕様書

## 1 業務の名称

令和2年度三重のふるさと応援カンパニー推進業務委託

## 2 業務の目的

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、世の中の考え方・働き方が大きく変わってきており、感染収束後は感染拡大前の日常には戻らず、アフターコロナの新常態（ニューノーマル）となる可能性が高くなっている。

本県では、平成24年度から三重のふるさと応援カンパニー推進事業を実施しており、人手や支援が欲しい地域と地域に貢献したい企業をマッチングすることで、地域課題の解決（例：高齢化による人手不足で管理できなくなった遊休農地を活用した田植え・稲刈り）に繋げてきたが、コロナ禍による直接的な活動の実施が困難になっており、新たな形での連携が必要になっている。

そこで、本業務では、アフターコロナにおいても、企業が農山漁村地域の課題解決に貢献できる持続可能な事業制度の構築を目指す。

## 3 委託業務の概要

- (1) 委託業務名の実施期間 契約の日から令和3年3月29日（月）まで
- (2) 委託業務の主な内容  
企業が農山漁村地域の課題解決に貢献できる新たな事業制度等の提案

## 4 委託業務の内容

- (1) 企業と農山漁村地域の連携の提案  
新型コロナウイルスの感染拡大により、都市と地方のつながりが減少しつつある中において、既存のノウハウの活用や新たな手法の導入により、企業が農山漁村地域の課題解決に貢献できる手法および実施時のスキームについて提案する。  
また、提案内容には、取組に参加する企業と農山漁村地域への働きかけの手法（募集方法等）を明確にするとともに、企業と農山漁村地域の連携が継続していくためのポイントを示すこと。  
（地域課題の例：農地の保全、地域資源を活用した産業創出、新たな価値の創造）
- (2) 提案内容の効果  
（1）で取りまとめた提案について、実施することにより得られる企業の効果について取りまとめる。

## 【打合せ】

- ・契約締結から納品までに4回程度、県と Web を活用した打合せを行うこと（当初1回、中間2回、最終1回）。
- ・提案内容について、質問がある場合は適宜、県と打合せを行うこと。

## 【納品】

- ・委託期間内に、委託業務報告書の提出を次のとおり行うこと。
  - ①委託業務の実施内容を記載した「委託業務報告書」（提出時期：委託業務完了時）
    - ・報告書（紙媒体、原則としてA4版・両面印刷、ハードファイル）：3部
    - ・電子データ：3部（Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること）
- ・何らかの理由により、上記で指定した以外のファイル形式で提出する場合は、県と協議のうえ提出すること。

## 5. 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、提案内容のアイデアを農山漁村地域の課題解決に使用する場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 三重県は必要に応じ、受託先に対し状況確認を行うとともに、完了検査を Web により実施することができるものとする。
- (8) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- (9) 業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。